

## 経年管対策の強力な推進について（案）

平成 26 年 2 月 26 日  
経 済 産 業 省  
ガ ス 安 全 室

平成 25 年 12 月に国土強靱化推進本部で決定された国土強靱化政策大綱において、  
○住宅・都市に関しては、密集市街地における大規模火災対策、住宅・建築物の耐震化の目標達成、  
超高層建築物等の安全対策を進める一方、ガス等ライフラインの管路や施設の耐震化を図る。  
○ガス導管は、保安上重要な建物の古いガス管（内管）も含め、ポリエチレン管（PE）管など耐震  
性の高い導管への取替えを積極的に促進し、耐震化の向上を図る。

としている。

これまで経年管対策は、各事業者による自主保安活動として取組みを進められてきたが、  
上記大綱に基づき、政府が府省横断的に国土の強靱化に向けた取組みを総合的かつ強力に  
推進することを踏まえ、当省においても、灯外内管の入替えを建物の耐震化に資する対策  
の一環と位置付け、関係府省との連携、需要家への注意喚起等具体的な措置を講じ、経年  
管対策を強力に推進する。

## 1. ねずみ鋳鉄管の削減への対応

### (1) ねずみ鋳鉄管の要対策導管

ねずみ鋳鉄管の要対策導管について、4 大事業者は目標年度である 2015 年度（平成  
27 年度）までに対策完了予定となっており、対策の着実な実施が望まれる。

4 大事業者以外の事業者においては大半の事業者（191 社）が、2020 年度（平成 32  
年度）までの目標を 2015 年度までに前倒し完了予定となっており、対策の着実な実施が  
望まれる。それ以外の事業者（14 社）については 2020 年度までに完了予定となってい  
るが、これらの事業者についても可能な限り早期の計画完了に向けたフォローアップを  
行っていく。

### (2) ねずみ鋳鉄管の維持管理導管

ねずみ鋳鉄管の維持管理導管は大手ガス事業者 2 社が保有し、導管のリスクを管理し  
つつ維持管理を行っている。2012 度末（平成 24 年度末）の残存量は約 2,600 km であり、  
現時点の調査結果では 2015 年度末の残存量が約 2,500 km の見込みとなっている。この維  
持管理導管に対しては、「本支管維持管理対策ガイドライン（平成 20 年 7 月）」に従い、  
リスクを監視しつつ適切に維持管理を行い、リスクの状況の変化によっては必要により  
入替え等の対策を実施する等の対応を行っていく必要がある。

平成 27 年度末の要対策導管対策完了後は、事業者においてリスクを考慮した、より細  
かな優先順位付けに基づいた維持管理導管の対策を加速化（比較的強度が低いとされて  
いる小口径（直径 300 mm 以下）で 1955 年以前に埋設されたねずみ鋳鉄管の入替え（2020  
年度末）までに完了予定）を行う等改訂ガイドラインに基づきリスクを考慮した優先順  
位付けを実施し、維持管理導管の対策を推進）することとしており、その確実な実行に  
向けたフォローアップを行っていく。

## **2. 灯外内管の削減への対応**

灯外内管は個人資産であることから、需要家の理解と協力が得られない限り、入替えが進まないが、これまで各ガス事業者の説明と需要家の対応によって、2003年度末に約38万件が残存した保安上重要な建物敷地内に埋設された腐食の恐れがある灯外内管は大幅に削減され、2012年度末現在、約10万本が残存している状況である。

資料5-2に示したとおり、灯外内管の入替えが進まない理由は、需要家によって様々であるが、現在、残存している灯外内管の大半は入替えに不同意であった需要家が所有するものであるため、多数の人々が利用するような地下街、学校、病院等保安上重要な建物に残存する灯外内管の削減に係る新たな措置を講じる。

### **2. 1 注意喚起、PR等需要家への対応（平成25～27年度）**

#### **（1）関係省庁との連携**

改正耐震改修促進法の施行に伴う公共性が高い建物の耐震診断の義務化や耐震診断結果の公表、各省庁における建物の耐震改修の促進施策等を踏まえつつ、国交省、厚労省、文科省等に対して、腐食の恐れがある灯外内管をPE管等に入替る重要性、必要性を説明し、省庁所管の関係機関、関係団体への注意喚起を協力要請する。

（文科省と経産省の担当課長の連名による私立学校への通知文書等）

#### **（2）公営建物の需要家への対応**

全国で学校、病院、庁舎、公営住宅など約1万件の灯外内管が建物に残存している。建築設備である灯外内管は、公営建物の修理営繕費、施設整備補助金等により入替えることとなるが、財源不足、改修計画の優先順位が低い等の理由により、対策が完了していないため、関係省庁を通じて、各自治体に対して、注意喚起、早期着手に向けた協力要請の通知文書を発出する。

#### **（3）民間建物の需要家への対応**

全国で学校、病院のほか、地下街、マンション、複合施設等約9万の灯外内管が建物に残存している。関係省庁を通じて、需要家に対する注意喚起、早期着手に向けた協力要請、入替え促進のための補助金制度の利用等について、以下のような各業界団体に通知文書を発出するなど積極的な働きかけを図ることとする。

- ① 学校、病院等は、災害時に避難所となるため、灯外内管の入替えの優先順位を上げることが重要であり、関係省庁を通じて、各業界団体に通知文書を発出する
- ② 分譲マンションは、マンション管理の広報誌に記事を掲載し、幅広くPRするとともに、管理会社を会員とする事業団体に通知し、管理組合への注意喚起を行う。また、賃貸マンションについては、賃貸業界団体に注意喚起を通知する。
- ③ 地下街については、個別に地下街連絡協議会に灯外内管の入替えの必要性、重要性を説明し、補助金制度の利用等による早期着手を促す。

#### (4) 補助事業の利用による灯外内管の入替え促進

平成 15 年度に「経年埋設内管対策費補助金」が創設された以降、これまで本補助金制度により、約 3 万の灯外内管の入替えが行われた。

ガス安全高度化計画の目標において、対策完了時期は 2015 年度末となっているため、本補助金制度はそれまでの時限措置となっている。

##### ①ガス導管経年劣化緊急対策事業（平成 25 年度補正予算）

公共の安全を確保するため、地下街、学校、病院等保安上優先順位が高く、ガス事故による被害が大きい建物（建物区分 1～7、学校）については、補助率を見直し、工事費 1/2 を需要家に補助する（補助対象数は約 6 千）。

##### ②ガス導管等劣化検査等支援事業（平成 22～27 年度）

低層ビル、マンション等（建物区分 8～10）については、検査費 1/2（工事費 1/4 に相当）を需要家に補助する（補助対象数は約 9 万）。

建物区分		定義(抜粋)	イメージ	残存件数 (推定)
建物区分1	特定地下街等	1,000㎡以上の地下街	商業施設がある大規模地下街	1000
建物区分2	特定地下室等	1,000㎡以上の地下室	地階がある大規模商業施設	
建物区分3	超高層建物	高さ60mを超える建物	超高層ビル(20階以上の建物)	
建物区分4	高層建物	高さ31mを超える建物	高層ビル(10階以上の建物)	
建物区分5	特定大規模建物	ガスメーター合計180号以上の建物	ショッピングセンター等	
建物区分6	特定中規模建物	ガスメーター合計30号以上の建物	商業ビル、ホテル等	2,500
建物区分7	特定公共用建物	病院、幼稚園等でガスメーター合計30号以上の建物	規模の大きな病院、学校等	800
建物区分8	工業用建物(うち鉄筋系建物)	工場用メーターが合計90号以上の建物	工場等	1,300
建物区分9	一般業務用建物(うち鉄筋系建物)	住居用以外の建物(1～8を除く)	小規模ビル、学校等	76,000
建物区分10	一般集合住宅(うち鉄筋系建物)	住居用でガスメーターが2以上の建物	マンション	26,000

#### (5) 具体的な対応

ガス安全室は、補正事業を受託した一般社団法人都市ガス振興センターによる各地域の説明会に参加し、所有者等に理解と協力を求める。ガス事業者は、保安上特に優先順位が高い建物（地下街・学校・病院等）を特定し、必要に応じて監督部等の協力を得つつ、それらの建物の所有者に直接、理解と協力を求める。

### 2. 2 不同意案件等についての対応（平成 25～27 年度）

#### (1) 平成 27 年度補助金制度終了の周知

不同意または計画未定である建物所有者等に対し、補正予算を含め、補助金制度が平成 27 年度で終了し、その後はすべて自己負担となることをガス事業者等を通じて周知する。

#### (2) 建物の利用者（居住者等）への周知

建物の利用者は、当該建物に未改修の灯外内管が埋設されている事実を知らない場合もあることから利用者（居住者等）に対し、幅広く注意喚起を行う。

その際、所有者と利用者間で、あらぬ不安と混乱を招かないように配慮するため、その周知方法については審議会（ガス安全小委員会）で審議を行うとともに、国交省等関係省庁が実施する耐震改修促進法の耐震診断、耐震改修の時期に合わせ、ガス管（経

年管)の見直しが必要とし、利用者に灯外内管の交換・修繕に理解を求める。

具体的な対応として、建物区別に、利用者の形態が異なることから、居住者、テナント(飲食店等)、不特定多数の利用者に分け、それらの利用者の形態に合わせた広報(ポスター、チラシ)、注意喚起文書の配布などを検討する。

### **2. 3 灯外内管の未改修状況の公表についての検討(平成28年度~)**

改正耐震改修促進法の施行(平成25年11月25日)に伴い、国交省、厚労省及び文科省は昭和56年以前に建築された公共性が高い建物の耐震診断の義務化、耐震診断結果の公表を行う予定となっていることから、この公表に合わせて、灯外内管の未改修状況の公表を行うなどの措置について検討を行う。

また、この際の公表内容については、各省庁の公表形態・内容を踏まえた検討を行うとともに、公表方法についても必要に応じ、各省庁と連携して対応を行うが、例えば、国交省の診断結果の公表時期に合わせて、耐震化改修が実施されなかった公共性が高い建物について、灯外内管によるガス漏えいの恐れがある未改修状況を公表すること等が考えられる。

なお、公表が行われた場合、改善の協力が得られない建物の利用者(居住者等)に対しても注意喚起を実施すること等も考えられる。

### **3. ポリエチレン管への取替えを通じた耐震化向上の加速化**

これまでの経年管対策については、腐食劣化という視点で取替えを行ってきたところであるが、南海トラフ地震や首都直下地震という広域かつ甚大な被害の発生が想定される中で、ガス導管による被害の絶対量を減らし、ライフラインである都市ガス供給の早期復旧という役割を果たしていくためには、耐震化率向上の更なる加速化が不可欠であり、各ガス事業者(特に首都直下地震、南海トラフ巨大地震に影響を受ける可能性があるガス事業者)にあっては、当該目標設定を踏まえ、耐震化率の向上に資する保安対策に取り組むことが重要である。